

# まちかど芸術推進事業実施要項

1. 趣旨 市民の作品を制作する意欲を増進するとともに、芸術鑑賞する機会を増やすことにより府中市の芸術の振興を図る。

## 2. 事業内容

- (1) 市民より「自慢の一品」・「秀作」を募集しリストを作成する
- (2) リストをもとに、展示希望者を募集し、貸し出しを行う。
- (3) 取り扱いの窓口は教育委員会生涯学習課が行う。
- (4) 作品のサイズについては、50号（116.7cm×116.7cm）または（122cm×122cm）以内とする。
- (5) 事業内容を多くの市民の方に周知するため、ホームページ等に広報する。

## 3. 留意事項

### (1) 主催者

- ① 府中市内で活動されている市民より貸し出しが可能な作品を公募し、展示作品リストを作成する。
- ② 展示種目については、額装作品（洋画・日本画・書・写真・デザインなど）とする。
- ③ 展示作品リストには、作者、情景(釈文)、タイトルなどを記載する。
- ④ 作品にはキャプションを付け展示する。(別途)

### (2) 作者

- ① 作品の額装（パネル張り）は、ガラス等の破損性の高い部品を使用せず、アクリル等の比較的安全に展示・運送出来るように工夫した上で貸出をする。
- ② 作者は作品について、取り付け金具(展示用)及び吊り紐の取り付けを行う。

### (3) 借用者

- ① 作品の安全性、盗難防止のための予防策などを確認の上で借用をする。(借用申請書)
- ② 盗難及び破損した場合は作者との協議の上、和解するように努める。
- ③ 教育委員会は、作品の借用に関しての事故等が発生した場合、作者と借用者の和解のため協議の場を設ける。但し、協議をするうえで、金銭等、和解のための協議内容については当該者間で話し合いをする。
- ④ 作品の運送・展示等にかかる費用を負担とする。
- ⑤ 借用する作品について、盗難防止・破損防止をするため、展示する場所と位置を明確にする。